

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の委託業務（以下「業務」という。）の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の松戸市小学校給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、献立表、調理指示書及び作業基準に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものについて疑義があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の目的)

第2条 本契約は、松戸市における小学校給食を安全かつ衛生的及び安定的に実施することにより、小学校給食の円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務内容)

第3条 甲は、次の各号に掲げる業務を乙に請け負わせるものとする。

- (1) 調理、盛付け、配食及び運搬
- (2) 施設設備の清掃及び日常点検
- (3) 食器具等の洗浄、消毒及び保管
- (4) 残菜及び厨芥の処理
- (5) 前各号に付帯する業務

(監督職員)

第4条 甲は、この契約の履行について自己に代わって監督し、若しくは指示する監督職員を定め通知するものとする。

(責任者等)

第5条 乙は、仕様書に定めるところにより、業務従事者の中からマネージャー、業務責任者及び業務副責任者（以下「業務責任者等」という。）を選任しなければならない。

2 業務責任者等は、業務従事者の健康管理及び業務における衛生管理に万全を期さなければならない。

3 食品衛生責任者は、業務責任者が兼任すること。

(内訳明細書及び工程表)

第6条 乙は、契約締結後7日以内に仕様書に基づいて、契約金内訳明細書及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(契約の保証)

第7条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証

券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確  
実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締  
結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、別紙支払内訳書記載の総  
支払予定額（以下この条において「予定額」という。）の10分の1以上としなければなら  
ない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保  
証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を  
付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 予定額の変更があった場合には、保証の額が変更後の予定額の10分の1に達するまで、  
甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額を減額することができる。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては  
ならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじ  
め、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査指導）

第10条 甲は、必要がある認めるときは、乙に対して業務の履行状況について、報告を求  
め、随時、指導及び立入検査等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、履行状況に不備が認められた場合、乙は直ちに必要な措置を講じ  
るとともに措置を講じた結果について甲に報告しなければならない。

（契約の変更等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、契約を解除もしくは、履行を一時中止し、  
又は契約内容を変更することができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更  
する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければなら

ない。その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費)

第12条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、業務の履行に際し、故意又は過失により甲及び第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の賠償の責を負うものとする。

(報告書の提出)

第13条 乙は、当月分の業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告を甲に行い、確認を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第14条 乙は、前条の甲の確認を受けた後、甲の指示する手続に従って当月分の契約代金の支払を請求することができる。この場合の請求金額は、当月分の月額単価に当該消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）を加算した額とする。なお、令和8年8月31日までは準備期間のため、支払いは発生しないものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(研修等)

第15条 乙は、小学校給食の水準の維持及び向上のため常時、研究を行うとともに、業務従事者に対して、適宜、研修を行うものとする。

2 乙は、仕様書に定めるところにより、甲が主催する研修業務その他の行事等に業務従事者を参加させなければならない。

(設備備品点検義務等)

第16条 乙は、業務の履行に際し、施設、設備、器具及び食材（以下「施設備品等」という。）を事前に点検し、業務に支障を来すと判断される瑕疵を発見した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、施設備品等の使用にあたっては善良な管理者の注意を負うものとする。

3 業務の履行中、業務従事者に事故等が発生した場合には、乙の責任において処理するものとし、直ちに甲に報告しなければならない。

4 調理業務に必要な施設備品等については、無償で貸与するものとする。

(経費負担)

第17条 甲は、次の各号に係る経費を負担するものとする。

- (1) グリストラップ柵・換気扇(ダクト部分)の定期清掃(日常清掃を除く)
- (2) 施設設備の修繕
- (3) 施設設備の光熱水費
- (4) 食器具及び調理用消耗品
- (5) 食器具に要する洗剤、石鹼、次亜塩素酸ナトリウム及び手指消毒用アルコール
- (6) 児童個々に供する物品
- (7) 検食、保存食及び展示食
- (8) 厨芥の処分

2 乙は、前項に掲げるものを除き、次の各号に係る経費を負担するものとする。

- (1) 業務従事者の健康管理、被服及び食事
- (2) 前項第5号を除く、洗剤及び薬品類
- (3) 乙が甲の許可を得て使用する備品及び消耗品(当該備品の維持管理及び原状回復に要する費用を含む。)

(履行確保)

第18条 乙は、不測の事態の発生により業務の履行が困難又は不可能となるおそれがある  
と認められる場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲の指示を受けた上、業務履行計画書を提出するとともに  
正常な業務の履行を確保しなければならない。

(返還金等)

第19条 乙は、甲の指定する日時に業務を履行しないとき又は、学校給食調理業務の実施  
日数が仕様書に記載の日数等に満たなかったときは、契約金額のうち履行しなかった日数  
等に応じた金額を返還しなければならない。

2 乙は、前項の甲の指定する日時に業務を履行しなかったときは、違約金を甲に支払わな  
なくてはならない。

(履行遅滞における延滞違約金)

第20条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合  
において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲  
は、乙から延滞違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞違約金は、延滞日数に別紙支払内訳書記載の総支払予定額の1000分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）とする。

3 前項の延滞日数には、検査、市の都合及びその他の事由によって経過した日数は算入しない。

4 甲は、当該延滞違約金を甲が乙に支払うべき金額から控除することができる。

（催告による解除）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、又は契約の締結及び履行について不正行為を行ったとき。

（催告によらない解除）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成できないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙が第24条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条に

において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

ト 乙が公正取引委員会で乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により当該処分の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

チ 乙が(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、その刑が確定したとき。

リ 乙が、受託校での重大事故(食中毒、火災等)を発生させた場合。

ヌ 受託者において、著しく信用を失墜する行為が判明した場合。

ル 契約締結日時点から過去3年以内に学校給食業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けていた場合又は当該処分を受けていないことについての申告が虚偽だった場合

2 乙が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項

の規定については、その代表者又は構成員が同項第8号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前条及び前2項の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除)

第23条 甲は、業務が完了するまでの間は、第21条又は第22条に規定する場合のほか、必要と認める場合には、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の催告による解除)

第24条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

2 前項に定める場合は乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第25条 甲は、第21条から第24条の規定により契約を解除したときは、業務の既済部分が可分なものである場合は、検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡を受けることができるものとし、当該引渡を受けた既済部分に相応する金額を乙に支払わなければならない。この場合における金額は、甲が定めるものとする。

2 第21条又は第22条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、別紙支払内訳書記載の総支払予定額の100分の10に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額)を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。また、甲の受けた損害額がこの額を超えたときは、甲の全損害額を支払わなければならない。ただし、甲が乙の責に帰すべき事由がなく、やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 甲は、第2項に定める違約金又は損害金を第1項に定める甲の支払金額から控除することができる。

(業務のやり直し等)

第26条 甲は、常に業務の履行状況を把握し、履行状況が良好でないと認めるときは、直ちにやり直しを命ずることができる。

2 前項の場合、乙は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持等)

第27条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。本契約の終了後も同様とする。

(個人情報)

第28条 乙は、次に掲げる法令等を遵守し、個人情報を適正に管理しなければならない。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(2) 松戸市情報システム管理運営規則（平成19年松戸市規則第66号）

(3) 松戸市情報セキュリティポリシー（平成19年11月26日施行）

(物価又は賃金の変動)

第29条 乙は、契約締結後、物価又は賃金の変動を理由として、契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求及び談合等不正行為に係る賠償金の支払い)

第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第21条又は第22条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、第22条第1項第8号へからルのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、別紙支払内訳書記載の総支払予定額の10分の2に該当する額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、第22

条第1項第8号へ又はトにおいて、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づき不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（賠償金等の徴収）

第31条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は当該賠償金等に甲の指定した期間を経過した日から契約金額の支払いの日までの間において遅延日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、賠償金等の額に不足が生じたときは当該不足額を追徴する。

2 前項の不足額を追徴する場合において、甲は当該不足額に契約金額の支払いの日から当該不足額の支払いをする日までの日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（予算の減額又は削除に伴う解除）

第32条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（関係法規の遵守）

第33条 乙は、本契約の他、学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令等関係法規、通達並びに松戸市財務規則を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第34条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。